

# 告 示

## 埼玉県告示第三百四十号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成三十一年四月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 許可番号

第二〇一四―二六―一号

### 二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県幸手市大字上扇字屋敷裏千二百八十六 外四筆

### 三 雨水流抑制施設の容量

容量 八百三十四・六立方メートル